

函館市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 1 号

函館市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則

函館市助産の実施に関する規則（昭和 4 6 年函館市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「健康保険証等」を「健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 5 1 条の 3 第 1 項に規定する書面その他の社会保険による記号および番号ならびに保険者名称が確認できるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。